

平成 30 年 3 月 28 日

練馬区環境部環境課

練馬区における空家等対策に関する協定の締結について（情報提供）

練馬区では、区内の空家等の所有者等への意識啓発や助言などにより、適正な管理がなされていない空家等の発生の未然防止、空家等の有効活用等を推進するため、区と以下の各専門家団体および地域金融機関と連携について定めた協定を締結している。

1 協定締結団体

(1) 各種専門家団体（協定締結日：平成 29 年 3 月 13 日）

- ① 東京司法書士会
- ② 東京都行政書士会 練馬支部
- ③ 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会 練馬区支部
- ④ 公益社団法人全日本不動産協会東京都本部 練馬支部
- ⑤ 一般社団法人東京都建築士事務所協会 練馬支部

(2) 地域金融機関（協定締結日：①～④平成 29 年 8 月 23 日、⑤⑥平成 30 年 3 月 27 日）

- ① 西京信用金庫
- ② 城北信用金庫
- ③ 西武信用金庫
- ④ 東京シティ信用金庫
- ⑤ 巣鴨信用金庫
- ⑥ 東京信用金庫

2 協定の内容

協定の目的を達成するため、つぎに掲げる事項に取り組む。

- (1) 各専門家団体は、区内に所在する空家等の所有者等からの相談に応じるための相談窓口を設置する。
- (2) 各専門家団体は、区から空家等に関する協力の要請があった場合は、専門

家の派遣等、可能な限り協力する。

- (3) 区は、各専門家団体が設置した相談窓口や各専門家団体の空家等に関する取組について、ホームページやリーフレット等により、区民への周知に努める。
- (4) 区および各専門家団体は、区が作成するリーフレットの配布など、空家等の有効活用や適正管理等に関する所有者等への意識啓発に相互に協力する。
- (5) 区および各専門家団体は、適正な管理がなされていない空家等の発生の未然防止、空家等の有効活用等のため、空家等に関する取組などの情報共有に努める。

3 空き家所有者向けセミナー・個別相談会 開催実績

(1) 開催目的

- ① 空き家所有者等に対して、区や各専門家団体の空き家対策の取組等を周知・啓発を通して、空き家の適正管理・有効活用に向けた契機としてもらう。
- ② 個別具体的な相談に応じ、空き家の適正管理・有効活用に繋げる。
- ③ アンケート等を通して、空き家所有者等のニーズを把握し、今後の空き家対策やセミナーのテーマに活かす。

(2) 開催概要

第1部：セミナー



区や専門家団体による空き家対策に関する講演。

第2部：相談会（希望者のみ）

専門家団体ごとの個別ブースを設置し、相談対応。

(3) 開催実績

開催日時	会場	来場者
平成 28 年 3 月 23 日（水）午前 10 時～正午	練馬区役所	21 名
平成 29 年 3 月 25 日（土）午前 10 時～正午	練馬区役所	35 名
平成 29 年 10 月 24 日（火）午後 2 時～午後 4 時	石神井区民交流センター	21 名
平成 30 年 3 月 11 日（日）午後 2 時～午後 4 時	練馬区役所	19 名

	<h2>空き家問題を解決し良好な生活環境の実現へ！ 空家等対策に関する協定を締結</h2>
協定締結日	3月13日(月)
協定締結式	練馬区役所(豊玉北 6-12-1)
<p>13日、区は、東京司法書士会、東京都行政書士会練馬支部、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会練馬区支部、公益社団法人全日本不動産協会東京都本部練馬支部および一般社団法人東京都建築士事務所協会練馬支部と『練馬区における空家等対策に関する協定』を締結した。</p> <p>協定では、今年2月に策定した「練馬区空き家等対策計画」に基づき、相談窓口の設置や専門家派遣の協力、空き家所有者等への意識啓発に両者が取り組む。今月25日には、空き家所有者向けセミナー、相談会を開催する。</p>	
 <p>▲協定締結式の様子</p>	

	<h2>地域金融機関と空家等対策に関する協定を締結</h2>
協定締結日	平成29年8月23日(水)
協定締結式	練馬区役所(豊玉北 6-12-1)
<p>23日、区は、適正な管理がなされていない空き家等の発生の未然防止、空き家等の有効活用等を推進するため、地域金融機関(西京信用金庫、城北信用金庫、西武信用金庫、東京シティ信用金庫)と『練馬区における空家等対策に関する協定』を締結した。</p> <p>今後、各信用金庫は本協定に基づき、空き家等の有効活用または修繕、除却、建替え等に資する金融商品の開発・提供のほか、相談窓口の設置や相談員派遣の協力、空き家所有者等への意識啓発に取り組む。</p> <p>なお、本年3月に、登記、不動産、建築等の専門家団体(5団体)と協力・連携に関する協定を締結しており、今回の協定締結により、空家等対策をさらに強力に推進していく。</p>	
 <p>▲協定締結式の様子</p>	

「空家に関する相談窓口」のご案内

練馬区では、区内に空家を所有または管理する皆様が抱える様々な問題について、専門的なアドバイスを受けられるように、以下の各団体と「練馬区における空家等対策に関する協定」を締結しました。

以下の相談窓口を無料で利用することができますので、相談内容に応じてご利用ください。なお、無料で受けられる相談内容は、各団体により取り扱いが異なりますので、お問い合わせの際にご確認ください。

窓口	相談内容	連絡先・受付時間
東京司法書士会	空き家の相続・登記、財産管理、成年後見等に関すること	電話番号：03-3353-2700 受付時間：月～金曜日 10：00～15：45 (祝休日、年末年始を除く)
東京都行政書士会	空き家の所有者と相続人の調査確認、相続手続、遺言書の作成相談、成年後見に関すること	電話番号：03-5489-2411 受付時間：月～金曜日 12：30～16：30 (祝休日、年末年始を除く)
公益社団法人 東京都宅地建物 取引業協会 (不動産相談所)	空き家の売買や賃貸に関すること	電話番号：03-3264-8000 受付時間：月～金曜日 10：00～15：00 (祝休日および年末年始など 協会休業日を除く)
公益社団法人 全日本不動産協会 東京都本部 (一般社団法人 東京都不動産協会 新宿相談室)	1 不動産取引に関すること 2 不動産取引に関する法律 相談(面談) 3 不動産取引に関する税務 相談(面談)	電話番号：03-5338-0370 1の受付時間：月・水・金曜日 13：00～16：00 2の受付時間：火・木曜日 13：00～16：00 3の受付時間：毎月第2・第4木曜日 13：00～16：00 (1～3いずれも祝休日および年末年始 など協会休業日を除く)
一般社団法人 東京都建築士 事務所協会 練馬支部	空き家の利活用の調査や建築に関すること	電話番号：03-6908-0706 問合時間：月～金曜日 9：30～17：30 (祝休日、年末年始を除く) 相談時間：問合せの上、毎月第4月曜日に区役所1階アトリウムで開催する建築相談に原則来会のこと

区は上記団体のほか、空家の除却や修繕、建替えを進めるに当たり所有者等を融資面でサポートするため、**区内に支店のある4つの信用金庫と協定を締結しました。**各信用金庫によって、提供する金融商品の条件や内容等が異なりますので、詳しい話をお聞きになりたいときは、**事前に下記(練馬区環境部環境課まち美化推進係)までご連絡ください。**

練馬区 環境部 環境課 まち美化推進係

〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号 練馬区役所本庁舎18階
電話：03-5984-4709 (ダイヤルイン)